

法務省矯少第 9 3 号

平成 2 7 年 5 月 1 4 日

改正 令和 4 年 3 月 2 9 日法務省矯少第 4 1 号  
令和 5 年 1 1 月 2 8 日法務省矯少第 2 0 8 号  
令和 8 年 3 月 1 9 日法務省矯少第 4 6 号

矯正管区長 殿  
少年院長 殿  
刑事施設の長 殿（鹿児島、沖縄）（参考送付）  
少年鑑別所長 殿（参考送付）  
矯正研修所長 殿（参考送付）

法務省矯正局長 小 川 新 二  
（公印省略）

保護処分在院者の個人別矯正教育計画の策定等について（通達）

保護処分在院者（以下「在院者」という。）に係る少年院法（平成 2 6 年法律第 5 8 号。以下「法」という。）第 3 4 条第 1 項に規定する個人別矯正教育計画（以下単に「個人別矯正教育計画」という。）の策定等について、下記のとおり定め、法の施行の日（平成 2 7 年 6 月 1 日）から実施することとしたので、遺漏のないよう配意願います。

## 記

### 1 個人別矯正教育計画の策定

#### (1) 基本的事項

ア 少年院の長は、処遇審査会（少年院の処遇審査会に関する訓令（平成 2 7 年法務省矯少訓第 3 号大臣訓令）第 3 条第 1 項の処遇審査会をいう。以下同じ。）の意見を聴き、個人別矯正教育計画を策定する。

イ 矯正教育の目標については、犯罪又は非行と密接に関連する問題性、伸長すべき長所、教育上の必要性、被害者等の心情等、保護環境上の問題性等を踏まえつつ、最終的に達成すべき目標（以下「個人別矯正教育目標」という。）と処遇の段階又は処遇の段階を細分した期間ごとの目標（以下「段階別教育目標」という。）を定めるものとする。

#### (2) 策定の時期

個人別矯正教育計画は、短期義務教育課程、短期社会適応課程又は保護観察復帰指導課程 I 若しくは II が指定された在院者については入院後おおむ

ね 10 日以内、その他の在院者については入院後おおむね 20 日以内に策定するものとする。ただし、記の 6 の (3) の認可を受けた在院者については、入院後おおむね 60 日以内に策定するものとする。

なお、個人別矯正教育計画を策定するまでの間は、その在院者の処遇の段階に応じた段階別教育目標を暫定的に定めるものとする。

### (3) 策定の方法

少年院の長は、以下の資料等を参考としつつ、在院者との面接その他の適当な方法による調査の結果に基づき、個人別矯正教育計画を策定するものとする。

なお、保護観察復帰指導課程 I 又は II が指定された在院者については、犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程第 8 2 条の 1 1 に規定する矯正教育に関する意見書（様式第 6 3 号の 4）も踏まえて策定するものとする。

ア 少年調査記録（少年審判規則（昭和 23 年最高裁判所規則第 33 号）第 37 条の 2 の規定により、家庭裁判所から送付された書類をいう。以下同じ。）及び少年簿

イ 家庭裁判所及び少年鑑別所の長の意見

ウ 在院者及びその保護者その他相当と認める者の意向

エ その他関係機関からの情報等

### (4) 策定に当たっての留意事項

少年院の長は、個人別矯正教育計画の策定が議事に含まれる処遇審査会等の開催に当たっては、在院者を当事者として尊重することの重要性に鑑み、当該在院者を同席させ又は書面を提出させるなどの方法により、在院者を同計画の策定に参画させることに配慮するものとする。

なお、個人別矯正教育計画の内容を変更する場合も同様とする。

## 2 個人別矯正教育計画表の作成等

個人別矯正教育計画表の様式は別紙 1 のとおりとし、別添「個人別矯正教育計画表等記載要領」により記載する。

## 3 個人別矯正教育計画の実施

個人別矯正教育計画は、処遇に携わる全ての職員に周知するとともに、在院者の教育上の必要性に基づき、弾力的に実施するよう留意するものとする。

## 4 個人別矯正教育計画の内容の変更

(1) 少年院の長は、少年院法施行規則（平成 27 年法務省令第 30 号）第 19 条の 2 第 3 項各号に掲げる事情その他の事情から、個人別矯正教育計画を変更することが相当と認められる場合には、処遇審査会の意見を聴いた上で、変更することができる。

ただし、保護観察復帰指導課程 I 又は II が指定された在院者の個人別矯正教育計画を変更しようとする場合については、事前に保護観察所の長の意見を踏まえるものとする。

- (2) 少年院の長は、個人別矯正教育計画を変更した場合は、別紙 1 の該当部分を修正するとともに、別紙 2 の「個人別矯正教育計画変更表」に変更理由等を記載する。

## 5 個人別矯正教育計画の告知等

- (1) 法第 34 条第 6 項（同条第 8 項により準用する場合を含む。）による個人別矯正教育計画の内容の告知及び通知は、個人別矯正教育目標及び段階別教育目標並びに教育内容及び方法について行うものとする。
- (2) 保護者その他相当と認める者に対する通知は、相手方の意向を参酌して、書面の手交若しくは送付又は口頭のいずれかによるものとする。

## 6 教育期間の設定等

### (1) 一般的取扱い

矯正教育の期間は、在院者が指定された矯正教育課程に係る平成 27 年 5 月 14 日付け法務省矯少第 92 号当職依命通達「矯正教育課程に関する訓令の運用について」別表の基準期間の欄に掲げられている期間を踏まえ、個々の在院者の教育上の必要性に応じて弾力的に設定するものとする。

### (2) 家庭裁判所から勧告を受けた場合の取扱い

ア 少年院の長は、短期義務教育課程又は短期社会適応課程が指定された在院者（以下「短期在院者」という。）について、家庭裁判所から送付された処遇勧告書に、これらの矯正教育課程の標準的な期間（矯正教育課程に関する訓令（平成 27 年法務省矯少訓第 2 号大臣訓令。以下「矯正教育課程訓令」という。）別表 1 の標準的な期間の欄に掲げられている期間。以下「短期間」という。）の範囲内で、特に短い期間（以下「特別短期間」という。）を矯正教育の期間として設定することを相当とする旨の記載がある場合は、4 月以内の期間で矯正教育の期間を定めた個人別矯正教育計画を策定するものとする。

イ 少年院の長は、保護観察復帰指導課程 I が指定された在院者について、家庭裁判所から送付された処遇勧告書に、特別早期に保護観察復帰相当として、2 月以内の期間を矯正教育の期間として設定することを相当とする旨の記載がある場合は、2 月以内の期間で、矯正教育の期間を定めた個人別矯正教育計画を策定するものとする。

ウ 少年院の長は、保護観察復帰指導課程 II が指定された在院者について、家庭裁判所から送付された処遇勧告書に、特別の希望意見として特定の期間を矯正教育の期間として設定することを相当とする旨の記載がある場合は、その勧告の趣旨を十分尊重するものとする。

エ 少年院の長は、アからウまでに規定する在院者以外について、家庭裁判所から送付された処遇勧告書に、比較的長期間の矯正教育の期間を設定することを相当とする旨の記載がある場合は、その勧告の趣旨を十分尊重す

るものとし、18月の期間を基準として、矯正教育の期間を定めた個人別矯正教育計画を策定するものとする。

オ 少年院の長は、家庭裁判所から、個々の在院者の処遇に係る特別の希望意見があり、その旨を記載した処遇勧告書（矯正教育の期間については、短期間又は特別短期間を矯正教育の期間として設定することが適当であるとする旨を記載した処遇勧告書を除く。）が送付された場合は、その勧告の趣旨を十分尊重するものとする。

(3) 2年を超える矯正教育の期間等を設定する場合の取扱い

少年院の長は、第1種ないし第3種少年院において2年を超える矯正教育が必要と認める者が入院した場合又は第5種少年院において6月を超える矯正教育が必要と認める者が入院した場合は、別紙3「矯正教育の期間認可申請書」により、その少年院の所在地を管轄する矯正管区の長に申請し、その認可を得て矯正教育の期間を定める。

(4) 矯正教育の期間を延長する場合の取扱い

ア 少年院の長は、矯正教育の実施状況を踏まえ、次に掲げる在院者について、それぞれ（ア）又は（イ）に定める期間を超えて矯正教育を行う必要があると認めるときは、法第36条第1項に規定する鑑別を受けさせた後、別紙4により当該在院者を送致した家庭裁判所の意見を聴いた上で、別紙5によりその少年院の所在地を管轄する矯正管区の長に申請し、その認可を得て、矯正教育の期間を延長するものとする。この場合において、延長できる期間の上限は、それぞれ（ア）又は（イ）に定める期間とする。

（ア）短期在院者（（イ）に該当する者を除く。） 6月

（イ）短期在院者のうち、上記（2）のアの規定により矯正教育の期間を定めたもの 4月

イ 少年院の長は、矯正教育の実施状況を踏まえ、在院者（上記ア及び下記ウに該当する者を除く。）の矯正教育の期間について、2年（上記（3）により期間を定めた場合はその期間）を超えて矯正教育を行う必要があると認めるときは、法第36条第1項に規定する鑑別を受けさせた後、別紙5によりその少年院の所在地を管轄する矯正管区の長に申請し、その認可を得て、矯正教育の期間を延長する。矯正教育の期間を再度延長する場合も同様とする。

ウ 少年院の長は、矯正教育の実施状況を踏まえ、次に掲げる在院者について、当該在院者の生活環境の調整を担当する全ての保護観察所の長と協議し、それぞれ以下に定める期間を超えて矯正教育を行う必要があると認めるときは、法第36条第1項に規定する鑑別を受けさせた後、別紙4により当該在院者の収容を決定した家庭裁判所の意見を聴いた上で、別紙5によりその少年院の所在地を管轄する矯正管区の長に申請し、その認可を得て、矯正教育の期間を延長するものとする。この場合において、

次の（ア）において延長できる期間の上限は、3月とする。

（ア）保護観察復帰指導課程Ⅰ 3月

（イ）保護観察復帰指導課程Ⅱ 6月（上記（3）により期間を定めた場合はその期間）

## 7 移送の場合の取扱い

在院者を移送した少年院（以下「移送元少年院」という。）の長が策定した当該在院者に係る個人別矯正教育計画において、2年を超える矯正教育の期間が設定されている場合には、移送を受けた少年院（以下「移送先少年院」という。）の長は、移送先少年院の所在地を管轄する矯正管区の長に申請し、その認可を得て矯正教育の期間を定めた上で個人別矯正教育計画を策定するものとする。ただし、他の少年院において指導期間を定めて集合形式で実施する矯正教育を受けさせるための移送の場合であって、移送前に設定されていた処遇の段階別の矯正教育の期間（処遇の段階が細分されているときは、細分した期間）を変更せず、個人別矯正教育計画を策定するときは、矯正管区の長の認可を要しない。

なお、保護上の理由による移送の場合は、移送を受けた少年院の長は、個人別矯正教育計画を策定しないものとする。

## 8 少年鑑別所への通知

少年院の長は、個人別矯正教育計画を策定した場合は、少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第18条第1項により当該少年院を指定した少年鑑別所の長に、個人別矯正教育計画表の写しを送付する。

なお、個人別矯正教育計画を変更した場合も同様に取り扱うこととするが、その際には、個人別矯正教育計画変更表の写しも添付するものとする。

## 9 関係機関への通知

### (1) 家庭裁判所への通知

ア 少年院の長は、個人別矯正教育計画を策定した場合は、個人別矯正教育計画表の写しを2部作成し、保護処分決定をした家庭裁判所に1部を送付するとともに、少年調査記録に1部を編てつするものとする。

なお、個人別矯正教育計画を変更した場合も同様に取り扱うこととするが、その際には、個人別矯正教育計画変更表の写しも添付するものとする。

イ 上記アの送付に当たっては、別紙6を用いるものとする。

### (2) 更生保護官署への通知

ア 少年院の長は、個人別矯正教育計画を策定した場合は、身上調査書（乙）（犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程（平成20年法務省保観訓第261号大臣訓令。以下「事務規程」という。）様式第4号）に個人別矯正教育計画表の写しを添付して、その少年院の所在地を管轄する地方更生保護委員会及び在院者の帰住予定地を管轄する保護観察所の長に送付するものとする。ただし、在院者に複数の特定生活指導を受講させる必要があり、それらの適切な実施時期

を綿密に検討する必要がある等の理由により個人別矯正教育計画の策定に時間を要し、身上調査書（乙）とともに個人別矯正教育計画表を送付することができなかった場合又は保護観察復帰指導課程Ⅰ若しくはⅡが指定された在院者の個人別矯正教育計画を策定した場合には、同計画の作成後速やかに、身上変動通知書（乙）（事務規程様式第 8 号）又は（乙の 2）（事務規程様式第 3 4 号の 3）に個人別矯正教育計画表の写しを添付して、その少年院の所在地を管轄する地方更生保護委員会及び在院者の帰住予定地を管轄する保護観察所の長（更生保護法第 6 8 条の 5 第 3 項の保護観察所の長を含む。）に送付するものとする。

イ 少年院の長は、保護観察復帰指導課程Ⅰ又はⅡが指定された在院者を除き、個人別矯正教育計画を変更した場合において、仮退院の審理又は生活環境の調整等の参考に資するため必要があると思料するときは、身上変動通知書（乙）に変更後の個人別矯正教育計画表及び個人別矯正教育計画変更表の写しを添付して、その少年院の所在地を管轄する地方更生保護委員会及び在院者の帰住予定地を管轄する保護観察所の長に送付するものとする。

なお、保護観察復帰指導課程Ⅰ又はⅡが指定された在院者の個人別矯正教育計画を変更した場合は、速やかに、身上変動通知書（乙の 2）に変更後の個人別矯正教育計画表及び個人別矯正教育計画変更表の写しを添付して、その少年院の所在地を管轄する地方更生保護委員会及び更生保護法第 6 8 条の 5 第 3 項の保護観察所の長に送付するものとする。

#### 10 個人別矯正教育計画等の管理

- (1) 出院した在院者の個人別矯正教育計画表及び個人別矯正教育計画変更表は当該在院者が出院した少年院において保管し、その写しを少年簿に編てつするものとする。
- (2) 在院者を移送する場合は、個人別矯正教育計画表及び個人別矯正教育計画変更表を移送元少年院において保管し、その写しを少年簿に編てつするものとする。

## 別添

### 個人別矯正教育計画表等記載要領

#### 別紙 1 個人別矯正教育計画表

##### 1 全般

- (1) 庁名、施設名は省略せずに記載する。
- (2) 数字は算用数字を使用する。
- (3) 該当事項がない項目には「なし」と記載する。

##### 2 記載事項

###### (1) 策定年月日

個人別矯正教育計画を策定した日付を記載する。

###### (2) 告知年月日

策定した個人別矯正教育計画の内容を在院者に告知した日付を記載する。

###### (3) 通知年月日

策定した個人別矯正教育計画の内容を保護者その他相当と認める者に通知した日付（書面の送付の場合は、送付した日付）を記載し、通知の相手方を括弧書きで（実父）、（実母）などと記載する。

###### (4) 氏名

漢字には振り仮名を付ける。

###### (5) 入院事由・決定年月日

ア 戻し収容の場合は、入院事由の後に括弧書きで、「戻し収容」と記載する。

イ 移送の場合は、入院事由の後に括弧書きで、移送の事由を記載する。

###### (6) 処遇勧告等

家庭裁判所の処遇勧告・意見及び少年鑑別所の長の意見を記載する。

###### (7) 本件非行名及び非行の概要

本件非行名及び非行の概要を記載する。

なお、第 5 種少年院在院者の場合は、「本件非行名」を「遵守事項違反」とし、遵守事項違反の概要を記載する。

###### (8) 特性等

非行に関連する問題性、性格傾向、伸長すべき長所、家族関係、心身の状況、学歴・職歴、その他矯正教育の実施上参考となる事項を記載する。

なお、第 5 種少年院在院者の場合は、保護観察の実施状況についても記載する。

###### (9) 矯正教育実施上の留意点・特定生活指導

ア 本件非行及び在院者の特性、本件非行の被害者に関する事項等を踏まえ、矯正教育実施上留意すべき事項について記載する。

イ 被害者等の心情等を聴取したときは、当該心情等の概要を記載する。

なお、被害者等が聴取した心情等の伝達を希望していないときは、誤って在院者に伝達することを防ぐため、その旨を付記すること。

ウ 特定生活指導を受講させる場合、該当する特定生活指導の名称を記載する。

(10) 個人別矯正教育目標

ア 犯罪又は非行と密接に関連する問題性、伸長すべき長所、教育上の必要性、被害者等の心情等、保護環境上の問題性等を総合的に検討し、在院者に出院までに達成させる目標を、3項目程度設定する。

イ 在院者の自覚に訴えて改善更生の意欲を喚起し、並びに自主、自律及び協同の精神を養うことに資するよう（法第15条第1項）、「〇〇を身に付ける」、「〇〇ができるようにする」等の能動的な表現とする。

(11) 矯正教育の期間

処遇の段階ごとの矯正教育の期間を月又は週単位で記載するとともに、処遇の段階を細分している場合は、細分された矯正教育の期間についても同様に記載する。

（例）

処遇の段階	2級	
矯正教育の期間	〇か月（又は〇週）	
	〇期〇か月（又は〇週）	〇期〇か月（又は〇週）

(12) 段階別教育目標

ア 矯正教育の期間ごとに達成することが必要な目標を、おおむね3項目ずつ設定する。

なお、処遇の段階を細分している場合は、細分された矯正教育の期間ごとに設定する。

イ 段階別教育目標を順次達成することにより、最終的に個人別矯正教育目標を達成することができるように配列する。

ウ 在院者の自覚に訴えて改善更生の意欲を喚起し、並びに自主、自律及び協同の精神を養うことに資するよう（法第15条第1項）、「〇〇を身に付ける」、「〇〇ができるようにする」等の能動的な表現とする。

(13) 教育内容及び方法

矯正教育の期間ごとに実施する矯正教育の内容及び方法を記載する。

なお、処遇の段階を細分している場合は、細分された矯正教育の期間ごとに記載する。

（例） 1 生活指導

ア 基本的な生活訓練（オリエンテーション、行動訓練）

イ 特定生活指導（薬物非行防止指導）

## 別紙 2 個人別矯正教育計画変更表

### 1 全般

個人別矯正教育計画を変更した場合は、変更の内容及び理由を記載し、個人別矯正教育計画表に添付する。

### 2 記載事項

#### (1) 氏名

在院者の氏名を記載する。

#### (2) 番号

通し番号を記載し、番号ごとに記載事項を区別できるように罫線を引く。

#### (3) 変更箇所

変更した箇所を、「個人別矯正教育目標」、「段階別教育目標（2級○期）」などと記載する。

#### (4) 変更後

変更した箇所に下線を引く。

#### (5) 告知年月日、通知年月日

変更した個人別矯正教育計画の内容を在院者に告知した年月日及び保護者その他相当と認める者に通知した年月日をそれぞれ記載する。また、通知年月日の後に、通知の相手方を括弧書きで（実父）、（実母）などと記載する。

発第 号  
年 月 日

矯正管区長 殿

少年院長

矯正教育の期間設定認可申請書

1 在院者

(1) 氏名

ふりがな

〇〇 〇〇

(2) 生年月日

年 月 日生 ( 歳)

(3) 本籍

(4) 審判決定等

ア 決定年月日・裁判所

年 月 日 家庭裁判所〇〇支部

イ 決定・処遇勧告

第〇種少年院送致 (収容) 決定 処遇勧告:

ウ 事件名

(5) 入院年月日

年 月 日

2 矯正教育の期間及び設定の具体的な理由

(1) 矯正教育の期間

(2) 設定の具体的な理由

3 家庭裁判所の意見

4 その他参考事項

矯正教育の期間に関する意見について

在院者氏名・生年月日

氏名 ○○ ○○

年 月 日生

上記の者は、年 月 日 家庭裁判所において（第1種・第2種・第3種・第5種）少年院送致（収容）の決定を受け、年 月 日当院に入院しましたが、下記の理由により矯正教育の期間を変更することが必要となりましたので、その実施について意見を伺います。

なお、不相当とする場合は、なるべく具体的な意見を添えるよう願います。

記

1 矯正教育の期間

(1) 変更後

(2) 変更前

2 変更を必要とする理由

年 月 日

家庭裁判所

裁判官

殿

少年院長

印

意見 (相当・不相当) と思料します。

不相当の理由は別紙のとおりです。

年 月 日

○○少年院長 殿

家庭裁判所

裁判官

印

(注) 家庭裁判所に送付するときは、以下の書類を添付すること。

①成績経過記録表、少年院法第36条第1項の規定による鑑別に係る結果等関係書類の写し各1部

②少年調査記録

③本求意見書の写し1部

発第 号  
年 月 日

矯正管区長 殿

少年院長

矯正教育の期間延長認可申請書

1 在院者

(1) 氏名

ふりがな

〇〇 〇〇

(2) 生年月日

年 月 日生 ( 歳)

(3) 本籍

(4) 帰住予定地

(5) 審判決定等

ア 決定年月日・裁判所

年 月 日 家庭裁判所〇〇支部

イ 決定・処遇勧告

第〇種少年院送致 (収容) 決定 処遇勧告 :

ウ 事件名

(6) 入院年月日

年 月 日

(7) 矯正教育課程

2 矯正教育の期間延長申請の理由等

(1) 法律上の収容期間の満了日

年 月 日 (収容継続 : 無・有 ( 年 月 日決定 ) )

(2) 矯正教育の期間の満了日

年 月 日

(3) 矯正教育の期間の延長を必要とする具体的理由

ア 矯正教育、社会復帰支援等の状況

イ 心身の状況

ウ 今後の処遇方針等

(4) 延長希望期間

○か月（ 年 月 日まで）

3 家庭裁判所の意見

4 その他参考事項

(注)

1 本様式の2の(1)「法律上の収容期間の満了日」については、以下のとおり記載すること。

(1) 在院者が入院時特定少年の場合

- ① 少年法（昭和23年法律第168号）第64条第1項第3号の保護処分の場合は、少年院送致決定と同時に定められた少年院に収容する期間の満了日
- ② 少年法第66条第1項の決定の場合は、同法第64条第1項第2号の保護処分決定と同時に定められた少年院に収容することができる期間の満了日

(2) 在院者が入院時特定少年ではない場合

- ① 収容継続の決定がない場合は、満20歳に達する日（ただし、更生保護法（平成19年法律第88号）第68条第2項の規定により適用される少年法（昭和23年法律第168号）第24条第1項第3号又は第72条の規定により入院した者については、家庭裁判所の定めた収容期間の満了する日）を記載した上で、収容継続について「無」を○で囲むこと。
- ② 少年院法第137条第1項ただし書きにより収容継続を決定した場合及び同法第138条第2項及び第139条第2項による収容継続の決定があった場合は、その期間が満了する日を記載した上で、収容継続について「有」を○に囲み、括弧内に決定日を記載すること。

2 本様式の2の(2)「矯正教育の期間の満了日」については、以下のいずれかに該当する日を記載すること。

(1) 記の6の(3)に基づき矯正教育の期間を定めた場合は、当該矯正教育の期間の満了する日

(2) 記の6の(2)のAに基づき、4月以内の期間で矯正教育の期間を定めた場合は、4月に達する日

別紙 5

(3) 上記ア又はイに該当しない場合は、矯正教育課程に関する訓令（平成27年法務省矯少訓第2号大臣訓令）に定める矯正教育の標準的な期間の上限に達する日

- 3 本様式の2の(3)、3及び4については、必要に応じて適宜項目を追加し、あるいは別紙を用いて記載することとして差し支えない。

発第 号  
年 月 日

家庭裁判所 支部 御中

少年院

個人別矯正教育計画表の送付について  
下記の在院者の個人別矯正教育計画表を別添のとおり送付します。

記

- 1 氏名
- 2 事件番号
- 3 担当裁判官氏名
- 4 担当調査官氏名